七十六号。以下「使用料告示」という。）一㈠ア若しくはイ及び一㈣ウ、一㈡エ又は一㈣キの規定により計算して得た金額に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあっては十分の七）を乗じた金額とする。

二　別表の上欄に掲げる航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての着陸料の額は、使用料告示一㈠並びに一㈣ウ、オ及びキ(b)の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる期間において、同表の下欄に掲げる金額（当該航空機が国内航空に従事する重量が五十トン以下の航空機であるときは、令和二年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、当該金額に更に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあっては十分の七）を乗じた金額）とする。

三～六　（略）

附　則

1～10　（略）

別表

航空機	期間	金額
一　（略）	平成十五年四月一日から令和九年三月三十一日までの間	（略）
二　（略）	平成二十年四月一日から令和九年三月三十一日までの間	（略）
三　（略）		
四　（略）		
五　（略）	平成二十九年十一月一日から令和九年三月三十一日までの間	（略）
六　（略）	平成二十九年四月一日から令和九年三月三十一日までの間	（略）
七　（略）	平成二十九年四月一日から令和九年三月三十一日までの間	（略）

七十六号。以下「使用料告示」という。）一㈠ア若しくはイ及び一㈣ウ、一㈡エ又は一㈣キの規定により計算して得た金額に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあっては十分の七）を乗じた金額とする。

二　別表の上欄に掲げる航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての着陸料の額は、使用料告示一㈠並びに一㈣ウ、オ及びキ(b)の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる期間において、同表の下欄に掲げる金額（当該航空機が国内航空に従事する重量が五十トン以下の航空機であるときは、令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、当該金額に更に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあっては十分の七）を乗じた金額）とする。

三～六　（略）

附　則

1～10　（略）

別表

航空機	期間	金額
一　（略）	平成十五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間	（略）
二　（略）	平成二十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間	（略）
三　（略）		
四　（略）		
五　（略）	平成二十九年十一月一日から令和八年三月三十一日までの間	（略）
六　（略）	平成二十九年四月一日から令和八年三月三十一日までの間	（略）
七　（略）	平成二十九年四月一日から令和八年三月三十一日までの間	（略）